

第2号様式（第12条関係）

令和2年度 第1回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和2年8月27日（木）午前10時00分から午後0時43分
- 2 場 所 大和市役所第1分庁舎 3階 第2会議室
- 3 出席者 久保博道会長、柴田憲司委員、山崎トク委員、黒岩亜紀委員、篠田優里委員
- 4 傍聴人数 0人
- 5 次 第

(1) 報 告

- ① 児童生徒指導関係事務の運用状況について

【教育委員会 指導室】

- ② 街頭防犯カメラについて

【市民経済部 生活あんしん課】

- ③ 個人情報取扱事務登録簿の見直しについて

【総務部 総務課】

- ④ 保有個人情報等に係る事故発生状況について

【総務部 総務課】

(2) 議 題

保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（諮問）

【総務部 総務課】

【市民経済部 市民課】

6 議事要旨

(1) 報 告

- ① 児童生徒指導関係事務の運用状況について

【教育委員会 指導室】

（担当課から説明）

会 長 情報提供の際、個人情報について問題がなかったか、きちんと行われているか付け加えてほしい。

担 当 課 連絡票については指導室で全て確認し、不適切な情報提供がないか確認している。問題ないと認識している。

会 長 学校から警察へ情報提供する際には、保護者には知らせているのか。

担 当 課 保護者と連携し、確認している。指導上、必要ということで報告している。

委 員 当事者からすると学校、警察は権力者と捉えていると思う。教育相談、児童

相談所と相談者との連携も大事になるのではないかと。

担当課 学校から警察へ提供するケースは、学校での指導が今後困難であろうということで保護者と相談の上で行っている。それまでにはいろいろな相談を行い、スクールカウンセラー、学校の中でもさまざまな教員が関わっている。

警察から学校へ連絡が来るケースは、緊急性があつて警察が介入する虐待事案なので、その後の学校への報告となる。児童相談所ともきちんと連絡を取り、十分配慮している。

委員 前年度と比べて件数は増加しているのか。

担当課 定義は変わっていないが、虐待の通告事案については、ここ数年で一気に増えている。一昨年度から昨年度は激増していたが、今年度については微増となっている。警察から学校への報告事案については微増である。学校から報告する件数については、複数人が絡む事案が何件かあったことから件数としては増えている。

委員 学校から警察への情報提供は慎重になっているのではないかと。警察との連携はあるが、なるべく学校内で対応しようということではないか。

担当課 基本的には学校内での指導が中心であると考えている。何でも警察と連携しようということではない。

会長 協定で虐待について情報提供することは明記されているのか。

担当課 協定書第5条、学校から警察へ提供する事案のイに「いじめ、児童虐待に関する事案」と明記されている。そして、警察から学校へ提供する事案のアで「児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事実」と書かれており、身柄通告が虐待事案に関する児童相談所への身柄通告のことであろうかと思う。

会長 警察から学校への情報提供には虐待事案が多い。親から虐待されている子供が何か問題を起こして児童相談所へ通告されたということか。

担当課 警察が虐待を認知して児童相談所へ通告する。いろいろなケースがあるが、児童生徒が直接、警察、または保護者のうちどちらかがまたは祖父母が警察に相談し、警察署へ連れてくる。

会長 明確に規定しているのは学校から警察へ提供するほうか。

担当課 両方入っている。学校から警察へは「いじめ、児童虐待等」、警察から学校へは「逮捕又は身柄通告」としている。

会長 例外的に情報提供しているので、連携協定には明確にしておいたほうがよいと思う。通告事案でない場合は、虐待であつても報告しないのか。

担当課 通告しない場合は報告しない。

会長 通告しない場合でも報告したほうがよい場合があるのではないかと。検討していただきたい。

本件についてはよろしいかと。

【全員了承】

② 街頭防犯カメラについて

【市民経済部 生活あんしん課】

(担当課から説明)

委員 街頭防犯カメラの映像の保存期間はどのようになっているのか。また、今後  
も設置個所を増やしていくのか。

担当課 保存期間については、2週間である。個人情報の保護の観点からは長期間の  
保存は好ましくないと考える。また、短くすると警察があまり検討せずに提供  
を求めてくるという弊害があると聞いている。

今後の設置について、数値目標はない。維持費が掛かることからどこまで設  
置するかは今後の検討課題である。

会長 カメラが高性能になり、画像の解像度も上がってきていると思うが、交換し  
ているのか。

担当課 初期のものは38万画素から48万画素であったが、平成28年、29年か  
ら100万画素以上となっている。今は100万画素から200万画素で、画  
素数を上げると映像のデータをダウンロードする際に時間が掛かってしまう。

当初は耐用年数で交換することとしていたが、維持管理費用が掛かることか  
ら、現在は壊れたものを交換している。

会長 本件についてはよろしいか。

【全員了承】

③ 個人情報取扱事務登録簿の見直しについて

【総務部 総務課】

(総務課(事務局)から説明)

会長 見直しは1年に1回か。

事務局 毎年度、見直しをしている。根拠法令の改正に伴うものが多い。

会長 登録簿は公開しているということでよいか。

事務局 本庁舎1階の情報公開コーナーで公開している。

会長 本件についてはよろしいか。

【全員了承】

④ 保有個人情報等に係る事故発生状況について

【総務部 総務課】

(総務課(事務局)から説明)

- 会 長 選挙管理委員会事務局の事案はどういう目的だったのか。興味でやったのか。  
事 務 局 個人的興味でやってしまったようである。なお、条例違反により簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けている。
- 委 員 職員はみんな選挙人名簿検索システムにアクセスできるのか。  
事 務 局 選挙管理委員会事務局の職員は全員見ることができる。なお、昨年10月に総務課情報公開係で個人情報保護に関する監査を行い、実態調査、改善指導をし、選挙管理委員会事務局は再発防止のため厳格な取り扱いをすとしてしている。
- 委 員 職員に対する個人情報保護についての教育は大事だと思う。  
事 務 局 毎年、全職員を対象に人財課で公務員倫理研修を実施しており、この事件を受け、昨年度は個人情報保護について実施した。また、新採用職員研修の中で個人情報保護について研修している。
- 会 長 本件についてはよろしいか。

【全員了承】

(2) 議題

保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について(諮問)

【総務部 総務課】

【市民経済部 市民課】

(審査請求の処分4件について総務課(事務局)から説明)

- 会 長 4件についての審査請求であるが、分からないところがあるか。  
委 員 令和2年7月に訴訟費用が確定したとあり、これを基に審査請求されたと思うが、審査請求書は令和2年5月となっているのはどういうことか。  
事 務 局 訴訟費用が確定したのは令和2年7月だが、訴訟費用を請求することを審査請求人は市とのやり取りの中で知っていた。本日、机上配布した資料の「訴訟費用の請求内訳」にあるように、令和元年12月に訴訟費用額確定処分申立て

を行い、このことから審査請求人は大和市が訴訟費用を請求することを把握していた。どういふことをやろうとしているのだということ個人情報の開示を請求してきた。

委員 昨年審査した行政書士の職務上請求による住民票の交付の件で大和市が敗訴したということか。

事務局 大和市が敗訴したのは、本籍地記載の住民票を行政書士に交付したことである。行政書士は、金銭消費貸借契約の債権者からの依頼で請求したが、その金銭消費貸借契約はなかったらしいところから、市民課が住民票を交付したことについて、もっと慎重にすべきではないかということで、敗訴したものである。

会長 昨年の審査請求は、職務上請求の依頼者の氏名と行政書士証票上の行政書士の氏名と顔写真を開示せよということで、それを開示すべきかを審議した。

訴訟になったのは、その前の段階の職務上請求に応じたこと、交付したこと自体を問題だとして慰謝料を請求してきた。安易であった、もっと慎重にとというのが判決の内容である。審査請求は、その訴訟の打合せの記録を開示してほしいというものである。

委員 審査請求人が大量請求しているのは、同様のケースがあるのではないかといいことで請求しているのか。

事務局 大和市としては、訴訟の中で年間8,000件の職務上請求があり、形式審査にならざるを得ないということを訴えた。審査請求人は、本当に8,000件あるのかを調べるために情報公開請求した。

会長 審査請求人のプライバシーが侵害されたということで損害賠償が認められた。

(審査請求以降の経過について総務課(事務局)から説明)

会長 指令3403の開示請求書では、別紙に開示請求に係る保有個人情報の内容として1、2、3とあるが、請求対象文書について実施機関で的確に判断しているかどうか。ほかにもあるにもかかわらず、一部しか示していないということもあり得るので、今までは文書そのもの、個人情報そのものが特定されているものが多かった。これは抽象的なので、対象文書の特定から入っていくことになるが、法律相談ということでそれを問題にしているが、3の「判決確定証明申請書」については保有していないとしている。

1の「大和市の内部意思決定文書(起案を含む)」については、どのようになっているのか。一部開示決定通知書には「顧問弁護士との打合せの内容」と書いてある。

事務局 1の「大和市の内部意思決定文書」については資料に添付していないが、全部開示している。

会長 申立てをするという起案文書か。

事務局 基本的にはそれぞれについて、起案用紙1枚を開示している。

会長 それを確認して示してほしい。2の「顧問弁護士等職員以外の者との間における打合せに関する議事録、若しくはそれに類するもの」と書いてあるがどのように理解したらよいのか。顧問弁護士や職員でない者との間における打合せということか。

事務局 職員以外の者との打合せということで、顧問弁護士を含むということになる。

会長 顧問弁護士以外とは打合せをしていないのか。

事務局 そういうことになる。

会長 「若しくはそれに類するもの」とあるが、これはどう捉えたらよいのか。

事務局 議事録あるいは相談記録といったもので、類するものは相談記録と理解している。

会長 審査請求では特にその点を問題にしていなくてよいと思うが、実際にはこれ以外に打合せの記録はないのか。

事務局 所管課において文書を特定しており、これ以外にはない。

会長 法律相談以外の場での打合せはあるような気がする。

事務局 資料81ページの記録については、電話で相談したもので、そうしたものを含めて文書を特定している。

会長 審査会とすると、対象文書が特定されているかについても審査の対象になる。今回の審査請求ではこれ以外にあるのではないかという主張はしていないので、特にそれ以上はよいと思うが、場合によっては実施機関を呼んで聞いたほうがよい場合がある。

指令4024の請求文書は顧問弁護士との打合せに限っていないのか。

事務局 慰謝料請求事件の応訴の打合せに関する議事録ということで絞ってはいない。

会長 顧問弁護士との打合せだけでなく、内部でも打合せしているのではないのか。

事務局 これまでの請求の経緯、趣旨からすると、顧問弁護士との打合せがメインなのではないかと捉えている。

会長 請求のときにどこまで求めているのかを確認しないといけない。同じ事件を前に請求しているから、これも顧問弁護士との打合せか確認して補正するなりしないと、打合せに関する資料が出てくると異なることになってしまう。

事務局 単発の請求であれば確認していたと思う。

会長 本当は書いてもらわないと後で問題になることがあり得る。審査請求書では「法律相談」と書いてあるから顧問弁護士との相談だけだと思うが、問題にされる可能性もある。

事務局 補正を出してもらい特定してもらうことでよいか。

会長 請求のときに疑問があれば聞いて、確認して書き足してもらえばよい。  
指令3883の開示請求の「件名を『公開請求のあった行政文書について（伺い）』とする令和元年11月6日付けの起案」の意味がよく分からない。これは別に公開しているのか。

事務局 そうである。

会長 この起案文書がないと何が求められているのか、こちらも分からない。請求者と実施機関は、既に公開した文書だと分かっていると思うが、どうして顧問弁護士との打合せの文書に限られているのかが分からない。

事務局 「件名を『公開請求のあった行政文書について（伺い）』とする令和元年11月6日付けの起案文書」については、次回、用意する。

会長 審査請求の理由提示に分かりにくいところがある。理由不備の問題だが、一部開示決定通知書に理由が書いてある。これで十分かどうかという話になる。なぜ理由をきちんと書かなくてはいけないかということだが、不開示の場合には、これぐらいしか多分普通は書いていないと思う。気になるのは、①の理由は単に条文を言葉に直しただけなので、これでよいのかという疑問がある。

こういった問題点があるのと、既に訴訟自体は終わっているという主張だが、訴訟自体は終わっている、確定している、費用請求も慰謝料についても訴訟自体は終わっている、そういうことでよいか。

事務局 慰謝料請求事件は確定している。

会長 ただし、最後の情報公開に関しては、大量請求についてはまだ結論は出ていない。そこは継続中ということで、「当事者としての地位に基づく」という表現をしていて、「大和市個人情報保護条例の解釈及び運用の基準」では、争訟の中に行政不服審査法も入るということだが、行政不服審査法の場合、市は審査して結論を出すという立場なので当事者ではない。

市が処分する行政不服審査の場合、処分する立場だと、この条文が当てはまるのか。例として争訟に行政不服審査が入っていると書いてあるということだが、当事者と言えるかどうかという疑問があって、だから開示せよということではないが、ほかの条文が当てはまるかと思う。処分する前のいろいろな打合せは行政として必要性があると思う。条文としては別のところが当てはまって不開示にするとと思う。この条文でよいのか疑問に思う。

審査請求の趣旨は、全部について不服ということではなく、法律相談のうち非開示部分、黒塗りの部分を開示せよという請求なので、ほかの部分はどうかということは一応考えなくてよいと思われる。

最高裁の判例の言い方からすると、行政文書の種類から今回の場合は法律相談の打合せの文書は、「種類等から条例で定める非開示理由のどの部分に当てはまるか当然知り得る場合は該当条文の記載のみの記載で足りる」ということに当てはまるかどうかということになる。

事務局 処分課の主張は二つあり、一つ目の最高裁の理由提示の不備について一番主張したいのは、判例では「単に根拠条文を記載しているだけでは不十分である。ただし、行政文書の種類等から請求者が条例で定める非公開事由のどれに該当するのかを当然知り得る場合は根拠条文のみの記載で足りる」としているが、そもそも審査請求人による個人情報開示請求は、市民課については第●●号事件、慰謝料請求の事件に特定して開示請求していて、特定した事件についての法律相談記録と言っているのだから、当然何が書いているか本人は分かっているはずで、最高裁の判例では「どれに該当するのかを当然知り得る場合は根拠条文のみで足りる」としており、つまり審査請求人は弁護士との相談記録というのは訴訟に係る事務に関するというのは当然知り得るのであるから、大和市としては条文の記載で足りるであろうということが処分課としては強く言いたいところである。

二つ目の訴訟が確定しているのであれば大和市個人情報保護条例第19条第5号イの訴訟に係る事務、訴訟というのは確定していると会長から発言があった慰謝料請求事件で、ただし、最高裁の判例、平成11年11月19日の判例は「現に係属し又は係属が具体的に予想される事案に即した具体的方針に限定されると解すべきではなく、市が行うことのあるべき訴訟に対処するための一般的方針をも含むと解するのが相当である」と「市が行うことのあるべき訴訟」としたことで、慰謝料請求事件で敗訴が確定していても今後の対応も含めた、市が行うことのあるべき訴訟に対応するための話し合いなので19条5号のイの訴訟は広く捉えられて今回の相談業務も入るとというのが市民課の反論である。

会長 それは弁明書に書いてあるとおりであるが、審査請求人がどういった知識を持っているかということを加味して、理由は簡単でよいのかそうでないのかと考えてはよくない。一般的に見て行政文書の種類は分かるが、当てはまるというつながりを一般人が一見して分かるかどうか、そういうものかどうかということが問題になる。

もう一つの理由、一般的方針というのは、これから訴訟を起こすとかこれから事件を何かするときその打合せについても入るといような趣旨では



ないかと思うが、判例記録を見ないと分からないが、今まで続いているという問題ではなくて、これから起こそうということについての打合せ、あるいはこれから何件か起こす場合に一般的方針を決めるというものと解すべきだという趣旨と受け取れる。しかし本件では一般的方針と言えるか疑問がある。

理由が不備であるとして原処分を間違いがあったのもう1回やり直せというのは、実際に理由をつければ同じ判断になり無駄な話になる。ただ、ある程度大きな問題でもあるので、そんなことまでする必要あるのかどうかということである。

事務局 今回の審査請求は理由付記の不備で処分の取り消しを求め、これにとどまらず不開示部分を開示せよということ審査請求している。理由付記の不備で一部開示の処分が無効だったとしても開示する義務が発生するのか。

会長 あまりにひどい場合、あり得る。処分を取り消すことになる。

事務局 処分を取り消して別の理由、付加した理由を持ち出せば開示しなくてもよいのか。

会長 もっと丁寧に書くということである。本当は差し戻してきちんと理由を書いて処分せよという形で、取り消すということでは戻すのではないのか。現実には中身が認められるものであればそこまでやってよいが、同じ結論になるのであれば、本人にとって無駄な話であるし、審査会としては改めてほしいと裁決書の中で書くというのが普通ではないか。

他の自治体でも理由としてはこの程度しか書いていないのが普通である。ただし、国の審査会は理由付記の問題に関しては厳しく、もっときちんと書くと裁決書に書かれることが多い。

事務局で資料としてまとめているが、ほかの下級審の判例も集めたのか。

事務局 東京高裁の平成3年11月27日と、さいたま地裁の平成30年3月28日の判決である。

会長 訴訟としては終わっているということを事実として踏まえてはいけないので、訴訟事件一覧の令和元年12月の訴訟費用額確定処分申立事件で第●●号から第●●号まで並びに第●●●号及び第●●●号と書いてあるが、それぞれいつか。第●●号から第●●号までは同時に進行したのか。

事務局 第●●号から第●●号までは同時である。

会長 即時抗告の期限が終わったところで確定しているはずである。2週間後だと思うが、その日付を調べてほしい。確定証明は取っていないのか。

事務局 不明なので調べる。

会長 第●●●号及び第●●●号も確定した日を教えてほしい。

事務局 それぞれ確定した日付を調べる。

会 長 それぞれ請求することになるのか。

事 務 局 そうである。

委 員 市民課の職務上請求が年間 8,000 件あるということだが、そのデータを出すことはそんなに難しいことではないのではないか。

事 務 局 審査請求人の住民票を交付した件の裁判の中で、市は職務上請求が年間 8,000 件あると主張しているが、1 か月分掛ける 12 で算出している。

会 長 件数を知りたいということであれば、その件数が分かる書面ということで公開請求すればよい。ちょっと意図が分からない。証拠を出すということであれば職務上請求を全部取り寄せることはあるが、訴訟は終わってしまっている。その後には請求している。

各委員で必要な資料等あれば事務局に伝えていただきたい。

(継続審議)

以 上